

新型コロナウイルスの影響を克服する取り組み

経営継続補助金(2次募集)のご案内

J A 佐渡 営農事業部

【目的】 コロナウイルス感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農業者の取組を支援します。



【受付期間】 令和2年10月19日(月)～11月7日(土)締切

※ J A 佐渡支援受付期間となります。

申請支援を J A 佐渡(支援機関)がサポートします！

※申請書についてはJA用の申請書が必要ですので必ずお近くのJA営農窓口へご相談ください

【実施期間】 令和2年5月14日(木)～2月28日(日)

※実施期間中に機械等が納品され、支払いが終了した経費が補助対象です。

申請を希望される方は、お早めに最寄の J A 営農窓口へご相談ください。

対象者

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、

A 接触機会を減らす生産・販売への転換(人と人との接触を減らす) ※
B 感染時の業務継続体制の構築(WEB会議システム)

補助率：定額 上限：50万円

(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン



果実等自動選別機



野菜苗移植機



発情発見装置